

## 千葉市男女共同参画審議会の運営に関する要領

### （目的）

第1条 この要領は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例施行規則に基づき、千葉市男女共同参画審議会（以下「審議会」とする）の運営に関し、必要な事項を定める。

### （会議の公開）

第2条 審議会の会議は公開とする。ただし、千葉市情報公開条例において不開示情報とされている情報を取り扱う場合その他必要と認められるときはこの限りではない。

### （傍聴）

第3条 傍聴者の人数は、会議室の状況等により制限するものとする。

2 前項の制限を超える傍聴希望者がある場合は、会議当日の先着順により、傍聴者を決する。

3 傍聴者には傍聴要領を配付し、会議の秩序維持に努めるものとする。

### （議事録）

第4条 会議終了後、事務局は議事録案を速やかに作成するものとする。

2 前項の議事録案は、会長及び副会長の了承を得ることにより確定する。

3 前項により確定した議事録は公開するものとする。

### 附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。